

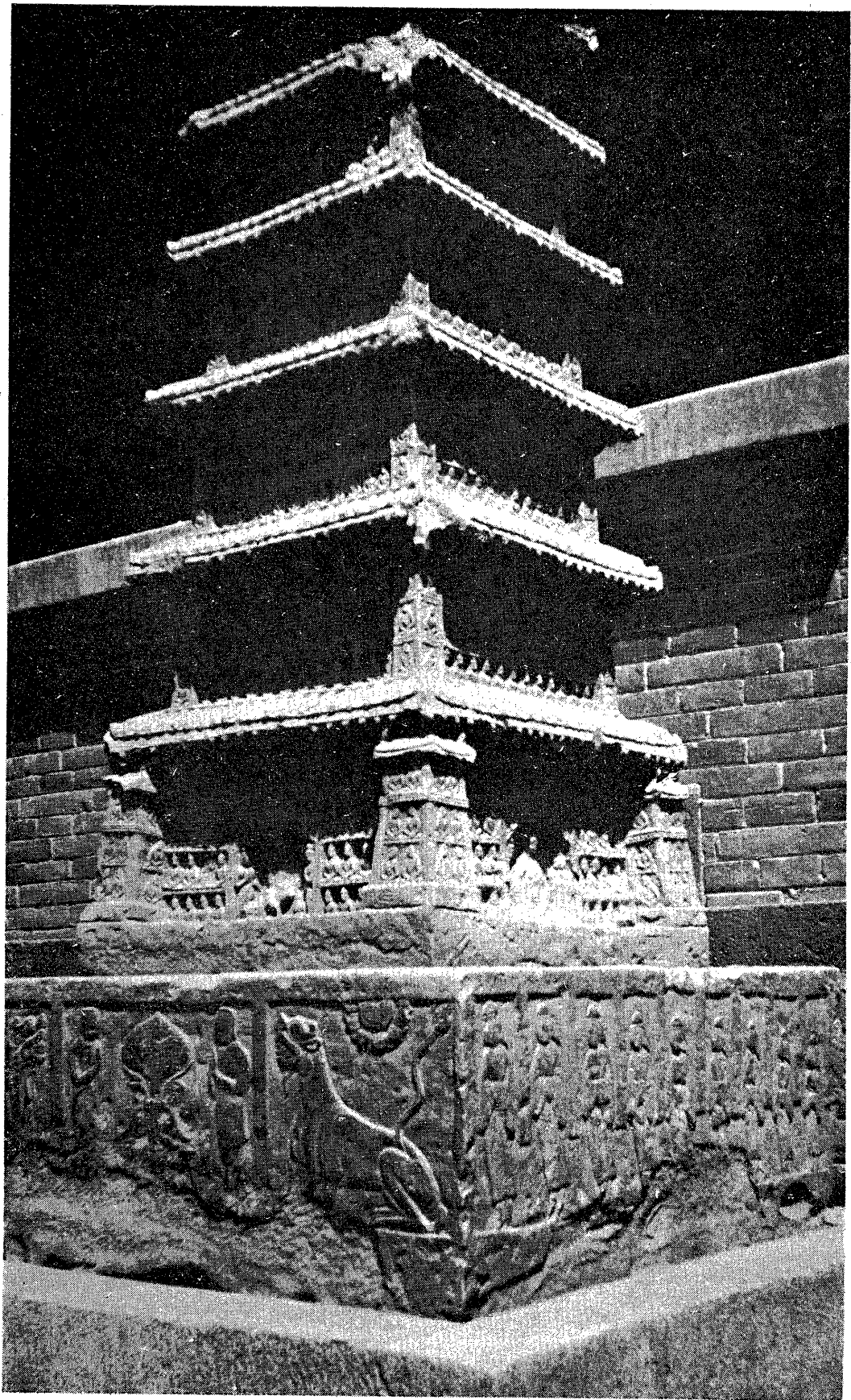
Title	北魏天安元年曹天度造塔銘について
Sub Title	
Author	西川, 寧(Nishikawa, Yasushi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1942
Jtitle	史学 Vol.21, No.1 (1942. 9) ,p.1a- 43
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	口繪:北魏天安元年曹天度造石塔寫眞三葉
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19420900-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

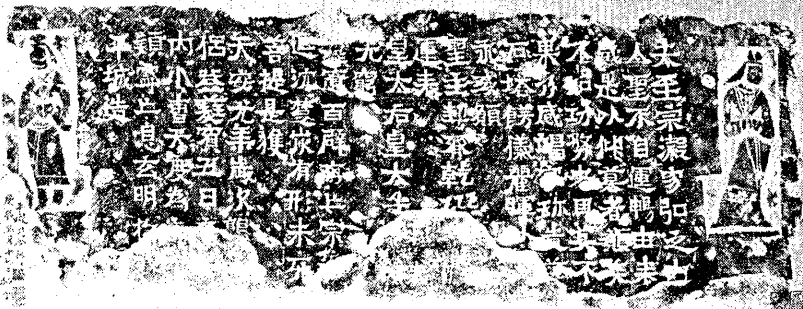
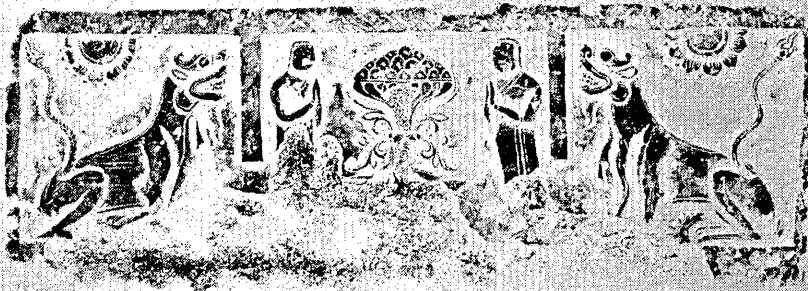
The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



(1) 北魏·天安元年·曹天度造石塔



(2) 曹天度造石塔



(3) 曹天度造石塔臺石拓本

北魏天安元年曹天度造塔銘について

西 川 寧

去昭和十五年五月、第二回目の大同への旅行の折、吉岡部隊長の領導によつて司令部に黒田部隊長を訪れたとき、その庭前でゆくりなくも、この石塔を見るを得、數枚の寫眞と臺座の四邊の拓本をとつた。この塔の佛塔としての研究は、村田治郎氏によつて既に昭和十四年の國寶(二ノ十)に「北魏の千佛小石塔」と題して發表され、又十五年九月發行の同氏著「支那の佛塔」と題する單行本中にも言及されてゐる。塔は去十五年の秋、東京帝室博物館に移された。私はこの塔の臺座に刻された銘文について、思ひつくことを二三綴つて見たい。



石塔は四角九重で、下に別の石で造つた臺座を伴ふ。塔上には相輪をのせてゐたに違ないが、今は失はれてゐる。

塔身は最下端が一尺三寸七分、層々漸減して第九層の軒幅八寸一分、塔高は四尺三寸。各層の四面及び四隅の柱面には小さな座佛、俗にいふ千體佛が刻みつけられ、第一層の四面には、四段に刻まれたこの千佛群像の中央部に當つて小龕を彫り込み、一面には釋迦・多寶二佛並坐の像、他の三面には夫々三尊像、即ち型の如くに四方佛が彫り起されてゐる。各層の軒端には僅かながらのそり、を持たせてゐる。軒裏には朱を塗り、四面の千體佛には金箔を押しした痕跡が見へる。ことに第一層の四隅の柱が、夫々屋根と階段とを持つ獨立した塔形を示し、中心の塔と共に五塔形式を構成してゐる。雲崗第六洞其他北魏初期の遺物中に似た構想が數多くあり、遠くブダガヤから脈を行くものであるが、殊の外觀者の眼を眩らしめる。

臺座は約一尺九寸九分四方、高さ約七寸七分。正面(南面)はほゞ三分された中央の一區に香爐を圍んで左右に侍立する二人の供養像があり、その左右の二こまには夫々一頭の獅子が向ひ合つてひかへ、獅子の背の上に上端の輪廓に沿うて蓮華が半圓形に現はされてゐる。東面には男子と覺しい九人の像、西面には女子と覺しい十人の像が、夫々南面に向つて並列してゐる。そして臺座のもう一つの面、北面に私この、に問題とする天安元年の造塔銘が刻られてゐるのである。銘は、約八分角の罫で碁盤の目に仕切つた中に十九行、行八字に刻られてゐる。銘文の右端には東向きの女人像、左端には西向きの男子像が一つ宛ある。之は夫々東西兩面の行列に連る心持である。この北面の二つの像及び正面の香爐側の侍佛

者は筒袖を穿ち、東西兩面の行列像は總べて元祿袖程度に小さなふくらみのある袖である。太平眞君三年の鮑纂造象にも、雲崗の諸窟にも夾袖があつた。之こそは胡服を示すものなのであらう。同じ北魏も、後期の侍佛像は、殆んど全部長袖をつけてゐるのに比べると甚だ興味深い。又供養人物には、一人一人、その背後に、上端の輪廓から短冊形の帯が垂れ下つて、宛ら一人一人を仕切るやうな形をとる。之は後の多くの造象の例に照せば、夫々の供養者の姓名をかく所である。たゞこの石には何も刻つてない。

臺座の彫刻は薄肉彫りで、ごく簡単な肉附けが加へてある。この素樸な肉附けは、塔身の部分の技法の更に精緻なるに及ばぬやうに見へ、又臺座の下端こそ缺けてゐるが、石肌の風化程度は塔身の方が一見やゝ老いてゐるやうだ。石質も全く同一のもものではなかつたと思ふ。たゞ塔身のもつ條件は北魏と斷ずるに充分であるし、塔身と臺座との寸法の比例も極めて自然である。私も亦、村田氏の説の如く、この臺座は、原來この塔身に屬するものだらうと思ふ。この塔はもと湖縣林衙の崇福寺の境内にあつたもので、我が軍の某部隊がこゝを占領した時、本願寺の從軍僧が発見したのだといふ。或は臺座の部分だけが、古く土中に埋没してゐたといふやうな事情があつたかとも想像する。兎に角、この臺座の彫刻の技法なり、銘文なりが一點の贗臭を持たぬことは斷言して憚らぬ所である。



私は最初この塔の形制を見て驚いたが、更に銘文を讀むに及んで目を瞠つた。文字が純然たる北涼式であること、天安といふ年號の珍らしいこと、この二點がまづ第一に私の胸をゆすつた。この時私は同行の友中村蘭臺に向つて語つたものだ。この字風はどう見ても北涼風である。この風が北魏の石刻中にもあるべきだと想像せられてゐながら、未だ嘗てなかつた。だから字體を一望すれば北涼といひたいのだが、文末に明に「平城に於いて造る」とあるから、北魏に屬することに疑はない。たゞ北魏に天安はあつても天安といふ年號は覺へてゐない。太和以後には絶對になかつたから、恐らく初期であらうが、それなら尙更佛教美術史上書道史上重要な資料であると。

こんなわけで黒田中將にこの意味をお話して寫眞と拓本をとることをお願いしたのは五月十六日の午後であつた。そして翌十七日の午前、雲崗へ向ふ筈の出發前、ごく短い時間を利用して、蘭臺と協力して拓取したのがこゝに掲ぐる拓本である。

この日は特別に風の烈しい日であつた。丁度風の吹きだまりになつてゐる部隊長の室の窓下にあるこの塔の臺座を、腰をかゝめて拓本をとる苦勞は、一通りではなかつた。風に吹きまくられる紙を押へたり、吹きはがされた紙を何度か貼り直したりした。それにこの旅行には紙やタンポの用意はしてゐなかつたので、タンポは前夜旅館で布と綿とを貰つて急造したが、紙を探すと、狭い大同の町には中々適當なものがない。あちこち搜して、僅かに拓本には不適當な煮碓箋を買ふより他に方法がないことになつ

た。こんなことも時間の限られたあの場合一つの苦勞であつた。今この拓本を展げてみると、その時のことがまざ／＼と眼に浮ぶ。

後で北京へ歸つてから年表を繰つて見ると、天安とは北魏第五主獻文帝即位の年で、その翌年八月皇興と改元された、ほんの一年餘の年月で、この紀年の石刻なども殆んどなかつた。試に「八瓊室金石補正」を見ると、その卷十二に天安二年造象殘字といふのがあつた。しかもそれはほんの高さ三寸、廣さ九寸餘、十四行、行四字、一字五六分の小字で、その上ひどく壞れてゐて、僅かに全文の半分程の字數が、それもとび／＼に辛うじて判讀出来る程度であるといふ。今までに天安の年號に記憶がなかつたのも當然のことであつたのだ。

天安元年は西紀四六六年にあたる。現存する北魏初期の石刻を數へて見ると、私の見る限り僅かに太延五年(四三九)の大代華嶽廟碑、太平眞君三年(四四二)の鮑纂造象、太安二年(四五六)の中嶽靈廟碑、和平元年(四六〇)の賈愛仁造象、そして宛もその頃、雲崗の最初の開鑿が行はれ出し、それから十五年程おいて、太和元年(四七七)の靈山寺塔下銘などがある。この造塔銘は靈山寺に先だつ十年に位するわけである。北魏初期の資料の少い今日、この出現は極めて重要である。更にこの銘文の書風を把り上げると、ほんの七寸に二尺の小品も、實に書道史發展の重大な契機に立つことになるのだ。

まづこの銘文の書道史上の重要性を一括りに語らねばならぬ。北魏が江北を統一する以前の北方一帯の書風は、おしなべて、今日最も遺品の多い北涼紀年の寫經によつて知られてゐる、所謂北涼式が風靡してゐた。書道史上特に注意すべき北魏も、その初期には、やはり北涼式に似たものから出たに違ない理由がある。然し實證し得る限りでは、その初期の遺物は甚だ頼りない。文献と、遺物中のほんの少しの痕跡との外には、北魏書道の北涼式との關係を實證し得る馮據は無かつた。この溝をつなぐものこそは、實に天安造塔銘なのである。以上がこの文の主旨である。

抑々魏晉の書派が、胡種乃至西北の諸國にどんな形で傳へられたか、その系統が中央の書派とどんなに異なる姿をとつたかといふ事を知る爲にまづ中原の書風の演變を説かねばならぬ。

西晉中期から東晉初頭までの遺品に

諸佛要集經 〔西晉・元康六年(二九六)・吐峪溝出土・本願寺〕

永嘉四年殘紙 〔西晉・永嘉四年(三一〇)・ロブノール北地出土・ヘデイン〕

永嘉六年木簡 〔同六年(三一二)・ロブノール北地出土・スタイン〕

建興十八年木簡 〔東晉・建興十八年(三三〇)・ロブノール北地出土・スタイン〕

李柏尺牘稿〔同・永和元年(三四五)頃?コンチエダリヤ出土・本願寺〕

及び之等と共に出土し、且内容と書風によつて全く同時の書寫たることが明である幾多の殘紙がある。之等によつて、當時西域で行はれてゐた漢字の書風を知ることが出来る。

一應もう一つ前の時代を眺めれば、古く三國から西晉に亘る石刻や墨蹟が比較的多く殘つてゐるが、殊にスタインやヘデンの發掘品中、魏の景元・咸熙、西晉の泰始年の約三十例をとつて比べると、右の書風は明かに漢魏以來の中原の様式を承けたものである。純中原様以外の書風はまだどこにも現はれてゐなかつたのだ。従つて之こそは當時の中原様を示す現存の貴い資料である。

之に次いで東晉は王羲之・王獻之の時代となる。之等の人々の字といふものが、刻帖として今日も相當多數傳へられてゐるが、遺憾ながら彼等の業蹟をはつきりつきとめ得る程の第一資料は一もない。たゞ色々の理由で、二王時代には、以上にあげた出土墨蹟の様式から出て、更に新らしい型の草書が主位を占め、可なり都會的な洗鍊を経て、極めて優美なものに進んで行つたことが判る。

その後東晉の末葉に及んで

楊陽神道〔隆安三年(三九九)・四川・原石端陶齋舊藏〕

爨寶子碑〔太亨四年(四〇五)・雲南〕

好太王碑〔義熙十年(四一四)・輯安〕

北魏天安元年曹天度造塔銘について(西川)

等があるが、いづれも地方色を帯びた楷書又は隸書で、之だけで當時の中央時髦の風を復原することは許されぬ。王羲之の時代或は東晉一代は、文學・美術・思想・政治、あらゆる方面で特に複雑な發展をとげたが、書道に關する限り、今日確言出来るところは以上のやうな状態である。

ところが、この資料の乏しい約一世紀を過ぎて、劉宋の中期になると

持世經第一跋 「元嘉二十六年(四四九)・鄧善出土・書道博物館」

といふ僅か四行、三十三字ながら極めて重要な斷片があらはれる。この字體は今日の所謂楷書である。楷書の萌芽は、ヘーデン發掘の西晉・永嘉間(三一〇年代)と覺しい文書の中にも見へ初めてはゐるが、この經跋は又比較にならぬ完成度を示してゐる。線の構造といひ、右肩をやゝ上げ、前のめりに構へて力の均衡をとつた結構法といひ、そこに盛られた情感といひ、古き魏晉の流とは全く違ふ。之こそは完成せる楷書様式の最初の遺品であり、こゝで漢字書寫の根本觀念は變へられた。そして「歲在己丑。涼王大且渠安周所供養經。吳客丹揚郡張然祖寫」といふ文字があからさまに語るやうに、當時江南の漢人文化の中心地であつた丹陽の出身者たる張休祖といふ者が、遠く北涼の地に來てその王沮渠安周の爲に寫したものである。抑々當時北涼に最も盛行した書風は、後にとくやうに、ひどくいかつて野性的な一種の様式である。それと凡そ對蹠の姿に立つこの經跋は、明かに當時の劉宋の新様式を示すものに違ない。東晉後半約一世紀の時代は甚ださびしいが、江南の書法の行方は之でつきとめ得たと思ふ。

次に、以上に述べた時代に當る、胡種乃至西北の國家間に行はれた、漢字様式の發展を説くことゝなる。まづ私の見る限りの資料を掲げよう。



前燕・白石神君碑題刻〔元璽三年(三五四)・河北〕

前秦・譬諭經〔甘露元年(三五九)・敦煌出・書道博物館〕

同・鄧太尉碑〔建元三年(三六七)・陝西〕

同・廣武將軍碑〔建元四年(三六八)・陝西〕

後秦・呂憲墓表〔弘治四年(四〇二)・長安出土・原石書道博物館〕

同・大雲无想經〔弘治五年(四〇三)・羅振玉氏〕

西涼・十誦比丘戒本〔建初元年(四〇五)・敦煌出・スタイン〕

同・法華經卷一〔建初七年(四一一)・庫車出土・本願寺〕

北涼・優婆塞戒經卷七〔玄始十六年(四二七)？吐峪溝出土・本願寺〕

同・法華經方便品〔承玄二年(四二九)・鄯善出土・書道博物館〕

北魏・大代崑嶽廟碑〔太延五年(四三九)・舊拓孤本・王懿榮舊藏〕

北魏天安元年曹天度造塔銘について〔西川〕

同・鮑纂造象〔太平眞君三年(四四二)・原石書道博物館〕

北涼・沮渠安周功德碑〔承平七年(四四九)・高昌出土・グリエンエーデル〕

北魏・中嶽靈廟碑〔太安二年(四五六)・河南〕

北涼・菩薩藏經第一〔承平十五年(四五七)・吐魯番出土・書道博物館〕

同・十住論第七跋〔安周所寫・無紀年・吐魯番出土・書道博物館〕

同・華嚴經第二十八〔安周供養經・無紀年・鄯善出土・書道博物館〕

同・法靜供養經跋〔涼都法靜供養經・無紀年・鄯善出土・書道博物館〕

以上は年代の明瞭なものだけである。

◇「譬喻經」は跋に甘露元年と明記してある。甘露の紀年は前漢宣帝・魏高貴郷公・吳歸命侯・前秦苻堅・遼東丹王・高昌國と六回用ひられた。中村不折翁は之を曹魏の高貴郷公に擬して居られるが、私は前秦に比定する。その理由はこゝには略する。

◇本願寺の「優婆塞戒經」には、歲在丁卯云々の長跋が五行残つてゐる。丁卯は宛も曇摩讖譯經の年で、この跋文は曇摩讖譯經、道養筆受の事を記してゐる。だからこの紀年は書寫時を示すものではないが、書體を思ひ合せ、跋文を読み返すと、或は譯經後餘り年處を經ぬ頃の珍しい筆寫の一であらうと思ふ。しばらく丁卯即北涼玄始十六年に繋けて見る。

◇許國霖氏「敦煌石室寫經題記彙編」によれば、

前秦・甘露二年(三六〇)

維摩義記

〔所藏者不明〕

後涼・麟嘉五年(三九三)

維摩詰經

〔所藏者不明〕

北涼・玄始九年(四二〇)

不知名經

〔スタイン〕

北魏・太安元年(四五五)

佛說辯意長者子所問經

〔スタイン〕

北涼・承平十五年(四五七)

佛說菩薩藏經

〔所藏者不明〕

北魏・太安四年(四五八)

戒緣

〔北平圖書館〕

等を擧げてゐるが、今はその影片すら見ることが出来ないのではらく之を省く。

◇この他に僅か数寸の小金銅佛の造像銘數個を擧げることが出来る。たゞそれ等は餘りに小品であり、且金屬の上にたがねで鑿つたものだけに書風の特色を論ずる資にすることが出来ぬので一切省いた。

以上の資料による細かい書風の發展について説明することは差ひかへよう。たゞ之等の國々の書風が明かに東晉初の純中原様式から出發したものであることは判然と記しておかねばならぬ。例へば甘露元年の譬喻經に於いて、その横畫の起筆部を尖らし、止筆部を太くして、何の抑揚もなく横一文字に竹釘を横へたやうな技法は、遠くは泰始・永嘉から脈をひく西晉元康六年の諸佛要集經に連り、趨勢や轉折の楷書に似た技巧は永嘉四年殘紙と共に出土した文書の或者に通じてゐる。たゞ、部分的に同じ要素を持つとはいへ、全體に溢つたその強烈な感覺は、情趣に満てる西晉の優麗と全く對立する。

純中原様式から出發すべきことは、漢字がもと／＼漢人のものであり、又この直前の時期に於いて、西域に立派な漢人風が行はれてゐたといふ事實からも當然な歸結ではあるが、更に中原の書の名家が胡種の國々に仕へて、そこでも書法を以て鳴つてゐたといふことが、文獻に判然と記されてもゐるのであ

る。晉の衛瓘・索靖の流をくむ崔悅、及び父盧志以來魏の鍾繇・晉の索靖の派を學んだ盧諶の二人が、後趙の石虎(季龍・在位三三五―三四九)に仕へ、崔は司徒右長史、盧は中書侍郎・國子祭酒・侍中・中書監となつた。盧諶の死んだのは永和六年(三五〇)であつた。(北史・崔宏傳 晉書・盧欽傳) 次いで盧諶の子偃、その子邈は共に前燕の慕容氏(三五二―三七〇)に仕へて之亦相當の官位に上り(北史・盧玄傳) 崔悅の子潛は慕容暉(在位三六〇―三七〇)に仕へて黃門侍郎となつた。北齊に書名の高かつた姚元標は潛の書を見て、後の北魏の崔浩よりも勝るといつたといふ。(北史・崔宏傳) いふまでもなく後趙は羯種、前燕は鮮卑種の國である。高き書名を以て夫々相當の官に昇つた是等の人々の與へた影響は小さなものではなかつたに違ない。そして之等の國々の故地を占めて、江北一帯を領有した前秦の書派の系統亦推して知るべきであらう。

◇宏祖悅。與范陽盧諶。並以博藝齊名。諶法鍾繇。悅法衛瓘。而俱習索靖之草。皆盡其妙。諶傳子偃。偃傳子邈。悅傳子潛。潛傳子宏。世不替業。(北史・卷廿一・崔宏傳)

◇祖悅仕石季龍。位司徒右長史。父潛仕慕容暉。爲黃門侍郎。並以才學稱。(同上)

◇初宏父潛。爲兄渾等誅。手筆本草。延昌初。著作佐郎王遵業。買書於市。遇得之。年將二百。寶其書迹。深藏祕之。武定中。遵業子松年。將以遺黃門崔季舒。人多摹搨之。左光祿大夫姚元標。以工書知名於時。見潛書。以爲過於浩也。(同上)

◇盧諶……建興末。隨琨投段匹磾。……石季龍破遼西。復爲季龍所得。以爲中書侍郎・國子祭酒・侍中・中書監。屬冉閔誅石氏。諶隨閔軍襄國。遇害。時年六十七。是歲永和六年也。(晉書・卷四十四・盧欽傳)

◇會祖諶。晉司空。劉琨從事中郎。祖偃。父邈。並仕慕容氏。偃爲營丘太守。邈爲范陽太守。皆以儒雅稱。……初諶父志。法鍾繇。

書。子孫傳業。累世有能名。至邈以上。兼善草跡。〔北史・卷三十・盧玄傳〕

こゝで、譬喻經の技巧が魏晉のそれをそっくり受けてゐるとはいへ、鋭い直線を堅固に組上げて行つたこの強烈な容貌は、魏晉の古い情懷をすつかり排斥してゐることを特に注意しなければならぬ。石季龍乃至譬喻經の時代は江南では王羲之の中年から晩年の時期に當る。江左の書道が王氏の新様式を迎へて華々しい展開を示す時に當つて、江北の書派を代表する崔・盧二氏は今猶古き魏晉の様式を傳へて、而も譬喻經にも見るやうな豪強な精神を誇つたのに違ない。

後秦の呂憲墓表は筋肉をしこらせて顛へてゐる。大雲无想經は膽汁質に力んでゐる。西涼の十誦比丘戒本はひどく神経質であり、法華經は脂肪肥りだが清朗に構へてゐる。夫々姿は變るが、之を江左の風趣に比べるときは、遂に譬喻經についていつた結論以外のものではない。一體に、後秦・西涼・北涼等西北諸地の遺物については、肉太のぼつてりとしたものと、細身の神経的なものとの二つ、又書體としては、隸書風の波勢を持つものと、やゝ楷書風にまとまつたもの、行書風の走筆など、凡そ三つの體に大別することが出来る。然し色々の書體にも拘らず、概して情趣的なものを排斥して、奇矯で野性的な感覺を露骨に示すところは共通である。中でも沮渠安周功德碑は、北涼に於ける最も紀念碑的な存在として、且又北魏書派の出生を考へる爲に重要である。

安周功德碑は左右均齊にきつい直線をギリ／＼組上げて威風堂々たるものだ。横畫の起筆は大きな三

角形にザクリと入れ、やゝそりを打たせて屋の棟のやうに延び、筆の終は起筆部と對抗して、圭角の強い大きな三角の波勢となつて拂はれる。かゝる波勢と、左右均齊と、横畫を殆んど水平に据えて正面きつた構造とは、即ちこの期の隸書系の完成を示してゐる。この様式或は之に近い技巧は、北涼紀年の寫經と共に出土した澤山の無紀年經中にも類が多い。之こそは、當時の最も代表的な様式であつたのだらう。この碑は、前にあげた劉宋・元嘉廿六年寫の持世經と同年のものである。江南では、もうあれ程進歩した楷書の新様式が現はれてゐたのに、北方では凡そ之と對蹠のかうした字風が確立し、最も格式あるものとして風行したのだ。後に説く北魏最古の大代崑嶽碑は年代こそ前後するが、恐らく安周碑と同じ地から出てゐるのであらう。そして問題の天安造塔銘こそは、この碑より十七年後れるが、字風は之と全く同じ様式であるのだ。

次に安周碑に伴うて書道博物館所藏の十住論第七跋を語らねばならぬ。この跋には紀年はないが、「涼王大且渠安周所寫」といふ語によつて同じ時代のものたることが判る。この經は他の北涼紀年の經と違つて、嘗て言つた持世經に似た、江南の新様式を學んだものだ。たゞ持世經の餘りに完成した優麗清雅な楷書技巧に比すれば、十住論は、横畫の止筆部、轉折部、波磔部、其他の技法が、悉く北涼的技巧或は情感を離れてゐない。明かに北涼の紀年のある寫經中、之より前にも後にもかういふ例をまだ見ぬ。この特色を、江左の新興様式を學びながら、なほ北涼的感觸を掩ひきれないものと解してゐるのであら

う。持世經は丹陽出身の漢人が涼都に行つてゐて、江左の新様式で書いたものであつた。當時、漢人の國劉宋の新様式も移されて、一部にはかゝる宋風を學んだ者があつたに違ない。之だけのものが既に出てゐるからには後に説く北魏・和平元年の賈愛仁造象、更に降つて太和初年の靈山寺塔下銘や雲崗第十洞の造象銘などが當然生れ出づべき理由はあつたのである。たゞ當時の北涼の代表的書風としてはやはり安周碑式のもものが風行し、十住論式の新様はごく一部にしか行はれなかつたのであらう。



前に引いた北史の崔宏傳に、崔・盧二氏の書法をあげて「世々業を替へず」といふ。二氏の書法は既に家學として嚴重に護持傳承せられてゐたのだ。又嘗て阮元も指摘したやうに、王羲之・王獻之現はれて以後の江左の書派は、皆鍾繇と共に羲・獻を奉じて「鍾・王を師法す」といふのを常としたが、江北では、あくまで鍾・衛・索の三家を祖とし、一言も羲・獻に言及したものがなかつた。彼此思ひ合せれば、崔・盧等の家學の護持と、その様式の完成とは、今更江南の王家の新風を受け入れるにも及ばぬ程堅固なものとなつてゐたのであらう。北魏に於ても其の初期既に崔・盧の二家の書が風行した。北史の崔宏傳に「魏初、崔・盧の書を重んず」といひ、盧玄傳にも「魏初、書を工にせる者は崔・盧の二門」といふ。崔悅の孫崔宏は後燕の慕容垂（在位三八二—三九五）に仕へて、吏部郎・尙書左丞・高陽内史となり、

更に北魏に入つては道武帝に召し出されて吏部尙書となり、白馬侯の爵を賜ひ、明元帝即位(四〇九)の後天部大人に拜せられ、爵を晉められて公となり、泰常三年(四一八)卒して司空を追贈せられた。彼は尤も草隸を善くし、又行押書の妙を窮め、見識を持して、朝廷の文詔や四方の書檄でなければ妄りに筆を染めず、従つて世に遺品も少かつたといふ。(北史・崔宏傳)弱冠、道武の朝に出仕し、後太武の司徒・總百揆となつて、篤く寇謙之を尊崇し、太武にすゝめて佛教を迫害せしめた崔浩こそは、崔宏の子であるが、浩の書名も亦甚だ高く、「世、其の迹を寶とし、多く裁割綴連して以て摹楷となせり」と傳へられる。(同上附浩傳)浩の弟簡も亦書名を以て道武に仕へて中書侍郎になつてゐる。「同上」字學を崔宏に、書法を崔浩に學んだ黎廣は太武の尙書郎となつた。(北史・黎景熙傳)この後、崔浩の疏族である崔衡があり、獻文帝の天安元年に出仕し、後には高位に昇るが、彼も亦浩の書法を學んで頗る浩に類し、詔命や御覽の書は多くその手に成つたといふ。(崔宏傳附衡傳)盧氏の書名は魏に入つては崔氏程振はず、特に書を以て鳴つた人としては、僅かに諶六世の孫盧伯源があつて、宣武帝の景明の初、祕書監の官に卒したが、家學を傳へて、代京の宮殿の題榜は多くその手に成つたといふ。(北史・盧玄傳)

◇宏少有儁才。號曰冀州神童。……苻堅聞之。徵爲太子舍人。辭以母疾不就。……仕慕容垂。爲吏部郎・尙書左丞・高陽內史。……道武征慕容寶。次中山。棄郡走海濱。帝素聞其名。遣求乃至。以爲黃門侍郎。……遷吏部尙書。……尙書職罷。賜宏爵白馬侯。加周兵將軍。……尋拜天部大人。晉爵爲公。泰常三年夏。宏病篤。……追贈司空。諡文貞公。……宏自非朝廷文詔。四方書檄。初不

妄染。故世無遺文。尤善草隸。爲世摹楷。行押特盡精巧。而不見遺迹。〔北史・卷二十一・崔宏傳〕

◇浩既工書。人多託寫急就章。從少至老。初不憚勞。所書蓋以百數。必稱馮代疆。以示不敢犯國。其謹也如此。浩書體勢。及其先人。而巧妙不如也。世寶其迹。多裁割綴連。以爲摹楷。〔同上〕

◇浩弟簡。字仲亮。一名覽。好學。少以善書知名。道武初。歷中書侍郎。爵五等侯。參著作事。〔同上〕

◇其從祖廣。太武時。尙書郎。善古學。常從吏部尙書清河崔宏。受字義。又從司徒崔浩。學楷篆。自是家傳其法。〔北史・卷八十二・黎景熙傳〕

◇崔衡。字伯玉。少以孝行著稱。學崔浩書。頗亦類焉。天安元年。擢爲內祕書中散。班下詔命。及所御覽書。多其迹也。……太和二年襲爵武陵公。……除秦州刺史。徙爵齊郡公。……卒贈冀州刺史。諡惠公。〔北史崔宏傳附〕

◇盧伯源。小名陽烏。……景明初。卒於祕書監。年四十八。贈幽州刺史。復本爵固安伯。諡曰懿。初湛父志。法鍾繇書。子孫傳業。累世有能名。至邈以上。兼善草跡。伯源習家法。代京宮殿。多其所題。〔北史・卷三十・盧玄傳附〕

書名を以て世に稱せられ、北魏初期の書道を指導した之等の人は、皆夫々相當の官位に昇り、或は人臣の主班として國家の大業に參畫した。彼等の書學が一國の書道界に事實どれ程の影響を與へたかは想ひ見るべきである。

前秦・後秦・西涼・北涼等の様式は遺物によつて判然と把むことが出来る。文獻によつて知り得る後趙・前燕に榮へた崔・盧二派の風も略その容貌を想像し得る。昭和十年、滿洲國輯安縣通溝で發見された、高句麗人牟頭婁墓の前室の壁面にかゝれた墓志銘は、池内宏博士によつて雜誌「書苑」第一卷・第

北魏天安元年曹天度造塔銘について（西川）

八號に詳細に紹介された。時は長壽王(四一三—四九〇)或は文咨王(四九一—五一八)の頃と推定されるので、當面の時代よりやゝ降るかもしれないが、字風は之亦北涼式と酷似してゐる。以上のことを綜合すれば、後秦・西涼・北涼等の西北の地のみならず、燕地もその北の北魏の故地も、更に東北の地に及ぶまでも、略々似通つた書風が行はれたのであらう。もう一度繰返せば、北魏が江北を統一する直前の江北一帯の書風は、安周功德碑の様式の如きをその典型とするものであつた。たゞ北魏は太武の末年、北涼では沮渠安周の頃、江南の、劉宋中期の新興様式も北へ傳へられて一部に學ばれてゐたのであらう。

以上が、後の書道史に華々しい舞臺を展開する北魏、太和・景明年直前の江北書派の状態である。



前に北魏・太延五年(四三九)の大代崑嶽廟碑も安周碑と同じ様式から出たものだらうと言つた。この碑は道士寇謙之に屬するもので、寇と崔浩との深い交渉を考へると、この碑の字こそ崔派の正統であるかと想像されるが、字の結構といひ波磔の技巧といひ、安周碑と同じ地に立つものと見へる。たゞこの細身で適麗な姿を安周碑の豪強と一つ地から出たと言ひ切る爲には、もつと安周碑的な憑據が欲しいのである。鮑纂造象は北魏石刻の第二に位する古物だが、單入刀法の粗刻だけに様式を比較するに便でない。安周碑に後る、七年の之も亦寇謙之に關する中嶽靈廟碑(四五六)は、ほんのいくつかの細部の技法や骨格

の一部を抽象すると、やはり安周碑乃至他の北涼經に通ずるものがあるやうだが、この碑の刻技はひどく粗なので、こゝでも亦もう一いきの證據がほしいのである。

先に、南朝の新様を學んだ北涼の十住論第七があるからには、

北魏・賈愛仁造象(和平元年・四六〇)

降つて太和初年の

靈山寺塔下銘(太和元年・四七七)

呂義信士女等五十四人造象(雲崗第十一洞・太和七年・四八三)

などが現はれていゝ理由は充分あると言つた。之等の様式は前の大代華嶽や中嶽靈廟に見なかつた楷書としての完成度を示す。楷書らしい結體を持ち乍ら、一種不思議な波勢や圭角の立つた強烈な感覺を隨處に示すこの姿は、後の龍門時代の先聲として最も當然な出現であり、更に北涼の十住論と比較してもかうした様式が出て來ていゝ筈である。たゞ十住論風の江南様式は、安周碑の書風に比べ見れば猶北涼書道を風靡する程のものでない、こゝで一部の運動に過ぎなかつた。こゝでも猶北魏書道出生の源流を安周碑式の系統に求めたい氣持は抑へられなかつたのである。

時代は下るが

鄭長猷造象(景明二年・五〇二)

七十人等造象(神龜二年・五一九)

比丘尼慈香慧政造象(神龜三年)

其他龍門の造象銘中にも北涼系の名殘に違ないと思へるものが随分ある。龍門時代によく見る横畫末の波勢風の技巧も、從來の金石家がよくいふ隸書の名殘ではなくて、實は北涼から脈を引くものに違ないと考へられる。だが太延・太安乃至太和の約半世紀を飛び越えたものだけに、私の求めるものは更に溯らざるを得なかつた。

こゝで問題の天安造塔銘が中嶽碑に後るゝ十年の天安元年(四六六)といふ年に、北魏の首都平城で造られ、而も書風は何の續釋を待たず、あからさまに沮渠安周功德碑と一致するものであることを思ひ起さねばならぬ。之こそは私の夢想してゐた北魏書道の系統を示す唯一の重要な資料となつたのである。この銘の出現によつて、北魏書道も亦當時江北を風靡した安周功德碑式の地から、江南の新様と凡そ對蹠の系統から出生した事を眼のあたり實證し得たのである。この小さな銘文の書道史上の地位は重要である。

天安元年造塔銘の全文は左の通りである。

- | | | |
|-------------|----|-----|
| 夫至宗凝寂。弘之古？ | 1 | (行) |
| 人。聖不自運。暢由表？ | 2 | |
| 感。是以仰慕者。願莫 | 3 | |
| 不如。功務者。因莫不 | 4 | |
| 果。乃感竭家珍。造茲 | 5 | |
| 石塔。飭儀麗暉。以□ | 6 | |
| 永或。願 | 7 | |
| 聖主。契齊乾坤。□□ | 8 | |
| 運表。 | 9 | |
| 皇太后皇太子。□□ | 10 | |
| 无窮。 | 11 | |
| 群遼百辟。存亡宗□。 | 12 | |
| 迴沘楚炭。有形未牙。 | 13 | |
| 菩提是獲。 | 14 | |
| 天安元年。歲次鶉火。□ | 15 | |

侶登筵賓。五日^{辛卯}。 16

內小曹天度。爲亡[□] 17

穎寧亡息玄明。於 18

平城造。 19

通讀すれば、第一、至宗云々の冒頭文(第一行至第七行、十二句) 第二、その功德の皇帝以下太后・太子・群僚及び

眷屬にまで普からんことを祈る(第七行至第十行、十句) 第三、紀年、及び造塔の目的(第十五行至第十七行、七句) といふ構造を持つ

てゐる。北魏書道の最初期に屬するこの銘は、僅か百三十三字の短文ながら、この後の造塔・造像銘に

習見する構造を一應要領よくまとめた形を示してゐるのだ。それだけにこの銘についてもう少し筆を費

すことは無意義ではあるまい。

この銘には短文ながら異體字が少くなく、特殊な假借字も僅かながらある。まづ假借字と異體字とを

點檢して、而る後章句について思ひつくことを記しておかう。

〔假借字〕

1、「感竭家珍」(第五行)

「感」字は「咸」字の假借である。意義からも知り易いし、この後、魏齊の造像に類句が多い。一例は

東魏・武定元年(五四三)の九十人等造象に「咸竭瓊瑤」といふなど。

2、「以□永或」(第六・七行)

「或」字は「域」字ではないかと思ふ。北魏・太和十二年(四八八)の暉福寺碑に「哀此群或。照彼祈郷」とある。「或」字なども同じ意であらう。もしさうすれば「以」字下の闕字は例へば「垂」字の類であらう。

3、「群遼百辟」(第十二行)

「遼」字が「僚」字の假借たるは文意から見て明である。古の楚の勇士宜僚を淮南子(主術)は宜遼に作る。漢相府小史夏堪碑(隸釋卷十二)に「官遼臨呷」といふも同じ例である。

4、「侶登蕤賓」(第十六行)

蕤賓はいふまでもなく十二律の一で、之を十二月に配して五月に當てられてゐる。「侶」字は即ち律呂の「呂」字の假借である。イ扁をイに、イ扁をイに混同した例は六朝に極めて多い。「律」字をイ扁に作つた例も鄭羲碑などに見へる。或はこの場合、「律」字につれて、その對字たる「呂」字にもイ扁を添へた「侶」字を當て用ひたのかもしれない。

〔異體字〕

1、至(第一行)

「土」の豎畫を上へつきぬいた例を他に知らぬ。

2、疑(第一行)

一般に二水を三水に作つた例は六朝に甚だ多く、又「疑」字の右旁のマをロにした場合も少くない。たゞ「疑」字の左旁を土と禾との合文に作つた例は甚だ少い。私の知る所では隋・張貴男墓志銘(大業二年)の場合がそれであり、同じく首山舍利塔(仁壽二年)の疑字は矢を禾に作る。之より古い例をまだ見出さぬ。或は後にとく穎字などゝの混同によるか。

3、寂(第一行)

ウ冠と一勿の合文に作る例は、古典にも佛書等にも多いが、現存では漢の孔彪碑以下、隸釋隸續等の書に見へる漢碑中の寂字は皆これである。六朝の造像銘中にも亦尠くない。たゞこの銘の場合のやうに更に一横畫を省いた例は他にあるのをしらぬ。六朝の石刻ではウ冠を穴冠に作つた例が甚だ多いが、北魏・暉福寺碑(太和十二年)は寂字を穴冠と勿に作る。参照すべきである。

4、不(第二行)

北魏の中嶽靈廟碑(太安二年)や高句麗の牟頭婁墓志が之と全く同じである。古くは吳の谷朗碑(鳳皇元年)にも之に似た例があり、北魏の大代崑嶽廟碑(太延五年)も亦右拂ひの波磔の上に別の一畫を添へた所は同じである。由來する所は明である。

5、表(第二行)

はじめ「來」字かとも考へたが、文義から見、又豎畫を右へはねてゐるところから見て「表」字と讀むべきかと思ふ。この形は漢人の木簡(スタイン・二七三號など)に明かに書かれてゐるが、その後の例を知らぬ。第九行の「表」字は正しくかいてゐるが、次にあげる「願」字の二例もあること故、この短文中に「表」字の二例があつても不思議はない。

6、願(第三行・第七行)

前秦・譬喻經(甘露元年三五九)の「願」字の左旁は、まづ「ソ」の胴中へ「一」を横たへ、その下に「貝」をかく。第三行の場合はこの訛形であらう。第七行の方はタと貝との合文に作る。之は漢・史晨後碑以來の形で、北魏に至つてこの形は極めて多い。右旁の頁の第二畫を省いた例は漢人の木簡に見へ、北魏の石刻にもある。又譬喻經などでは、省いたのではないが、上の横畫と全く離して、貝の左肩にほんの小さく筆をひつけてゐるのみ。この形は北涼經にも見へる。

7、功(第四行)

漢碑は多く力に作り、僅かに武氏祠畫象題字に刀に作るものが見へるが、六朝に至つては殆んど總べて刀に依つてゐる。

8、務(第四行)

矛をマ刀の合文の如く作つてゐる。この例をまだ見ぬ。

9、因(第四行)

大を工に作る例は漢碑以下六朝碑に極めて多いが、之を土に作る例は、漢に武氏祠畫象題字、降つて北魏・暉福寺碑(太和十二年四八八)、北齊・高叡定國寺碑(天保八年五五七)、姜纂造象(天統元年五六五)等に見るのみである。大を土に作るは、隸書筆寫上極めて當然な徑路であり、工に作るはその轉訛である。

10、飭(第六行)

飭と飾とはもと別字であるが、漢代既に混用せられてゐる。食扁と芳に作るは即ち「飭」字の譌で、石刻例では漢の石門頌・史晨後碑以下後世甚だ多い。たゞこの銘のやうに「方」の點を立派な一横畫に作つた例を見ぬ。

11、儀(第六行)

一般にイと彳とを混同する場合が六朝に多いことは前に言つた。義字の左脚を禾に作るは漢・崑山廟碑已に例があり、六朝から唐へかけて多い。この二つの條件を兼ねた儀字亦甚だ多く、北魏の大代崑山廟碑以下、暉福寺碑(太和十二年四八八)・弔比干文(太和十八年四九四)・齊郡王祐造象(熙平二年五一七)・高貞碑(正光四年五二三)・李謀墓志(孝昌二年五二六)等皆之で、其他は一々擧ぐるに堪へぬ。

12、麗(第六行)

頭部を兩「丙」字にした例は漢の石門頌・張遷碑等に見へ、北魏では暉福寺碑・楊大眼造象(景明間)・

根法師碑(正光四年
五二三)以下唐へかけて尠くない。

13、永(第七行)

漢以下六朝に至る石刻中、永字の例は甚だ多いが、第二畫所謂勑勢を、第三畫即ち努勢と獨立した別の一畫として右へ長く引いたのは漢碑では東海廟碑の一例しかない。碑以外に裝飾化された洗や甄の銘にはこの手のものがいくつもある。例へば漢の永元・永建・永嘉紀年の洗銘(積古齋款識、金索、陶齋吉金錄等)或は漢の永嘉、吳の永安、晉の永嘉等の甄(千巖亭古甄圖釋)がそれである。東晉以後の例をまだしらぬ。

14、齊(第八行)

頭上の一點を省く。頭部の、一に續く胴部の構造中、中央の「了」字形を省き、左右を菱形にしてゐる。脚部の二横畫を、三横畫に作る。之に近い例は前秦・廣武將軍碑(建元四年
三六八)や北涼・沮渠安周功德碑(承平七年
四四九)にある。たゞ前者は左右の菱形を不整形に、後者は「文」字の兩脚の外側に小點を加へたやうに作る。頭上の一點は兩者とも缺いてゐない。

胴部の中央の「了」字形を省いた例は、前秦・譬喻經の「齋」字や北魏・暉福寺碑の「齊」字など。脚部の二横畫を三つにした例は、廣武將軍や安周功德碑以外に北魏では中嶽廟碑の「濟」字を始として南石窟寺碑(永平三年
五一〇)・鞠彥雲墓志(正光四年
五二三)・沙門惠詮弟李興造象(建義元年
五二八)以下魏齊の石刻に尠くない。

15、乾坤(第八行)

北魏天安元年曹天度造塔銘について(西川)

漢魏碑は「坤」を、咸く川字の脚を右へまげたやうに作る。漢の石門頌・史晨前碑・孔龢碑・衡方碑・邨閣頌、魏の受禪表など。六朝では「坤」と共に、この形がなほ常に用ひられた。北魏の大代華嶽碑・邑義信士女等五十四人造象(太和七年 四八三)・七十人等造象(神龜二年 五一九)・張玄墓志(普太元年 五三一)など。

「乾」字の右旁を上乙の合文に作つたのは珍らしいが、大代華嶽碑は即ちこれで、更に意外にも乾坤二字とも全くこの塔銘と一致する。乾字ではないが、漢・朱龜碑の「乞」字、譬喻經及び大代華嶽の「訖」字の右旁も之である。抑々「氣」字に米のついたのは後生字で、古形には米がない。その横畫が更に一つ省かれて今の「乞」字になつた。上乙の合文に作るは即ちこの古形からの轉訛であつた。「乾」字の右旁は「乞」字ではないが、形の近似からこの「乞」字を代入したわけであらう。

別にこの部分を上乙の合文のやうに作つた例もある。北涼・安周功德碑の「乾」字、北涼の優婆塞戒經(玄始十六年 四二七)や法華經方便品(承玄二年 四二九)の「訖」字など。彼是參照すべきであらう。

16、后(第十行)

上の横畫を左へつき出してゐる。北魏・慧暢造象(正光三年 五三三)・道俗廿七人等造象(同上)、降つて東魏の敬史君碑(興和二年 五四〇)・隋の金輪寺舍利塔銘(仁壽二年 六〇二)等が皆これである。別に「垢」「妬」等の字にもこの例がある。北涼經にもこの形は多く見る所。

17、窟(第十二行)

日と小の部を貝に作る。北魏・皇甫麟墓志(延昌四年 五一五)の「潦」字、下つて唐・馬暉墓志(上元三年 六七六)の「遼」字は之と全く同じ。古く漢・禮器碑陰の「遼」字、衡方碑の「寮」字、吳・谷朗碑の「僚」字は木と貝の合文に依る。由來は甚だ古いのである。

18、楚(第十三行)

疋を足に作る例も亦古い。漢では石門頌・武氏祠畫象題字・邨閣頌等皆是である。北魏・高楚造象(太和廿二年 四九八)亦足に作る。たゞ六朝では「足」に作るより「之」字に作る例の方が壓倒的に多い。

19、炭(第十三行)

「灰」の上の横畫を省いた例をまだしらぬ。北魏・石門銘(太平二年 五〇九)の「岸」字、南石窟寺碑(五一〇)や論經書詩摩崖(永平四年 五一一)の「崖」字は皆この一畫を闕く。同じ意向である。

20、牙(第十三行)

右下が闕けてゐるので、一見「死」字かと思つてゐたが、河井荃廬先生の御指教によつて實は「牙」字たることを知つた。藏經音義隨函錄に一と外との合文、又はその「外」字の卜の右上に更にノを加へた形を澤山引いてゐる。例へばその第拾冊第九十六張に、この後者の形と生字との熟語をあげ、「上五家反、正作牙」と注してゐる。この銘の場合は正にこれである。其後石刻の例を搜したが、北魏・張玄墓志に「羽翼天朝、抓牙帝室」といふ句があり、この「牙」字の右に一點を加へてゐる。北魏・九級一壠

碑(正始元年
五〇四)の「雅」字の左旁も同じ。東魏・社文雅造象(武定八年
五五〇)の「雅」字は「牙」の豎畫を右にはづして之に一點を加へ、「ト」形に作る。石刻例では之以外まだ見出し得ぬ。

21、獲(第十四行)

右旁の頭部の草冠形は實は木兔の頭毛の象形であるが、こゝでは之を省いてゐる。北魏・合邑廿人等造象(神龜三年
五二〇)、東魏・王僧墓志(天平三年
五三六)の獲字が同じ例である。安周功德碑、其他北魏・鄭長猷造象(景明二年
五〇一)魯衆等造象(正始四年
五〇七)等の「護」字も同様である。北涼經にはこの種の形は多い。

22、歲(第十五行)

北魏・邊定光造象(太和十四年
四九〇)が之と同じである。上の止字を山字に作るは前秦・廣武將軍碑、西涼・十誦比丘戒本以下六朝の碑や寫經に極めて多い。下の「少」字形は實は止の裏返しになつた形で、止と共に足の象形であるが、漢碑ではこの部を多く「止」字に作る。たゞその後の例は餘り見ぬ。

23、次(條十五行)

二水と三水とをよく混用することは前にのべた。「次」字の例は北魏・寇演墓志(神龜二年
五一九)・合邑廿人等造象(神龜三年
五二〇)以下魏齊の石刻に多い。

24、蕤(第十六行)

北魏・唐耀墓志(永安元年
五二八)、や、降つて隋・啓法寺碑(仁壽二年
六〇二)が之とほゞ同じ形である。たゞ生字をこ

の銘は玉に作るが、啓法寺は玉に、唐耀は玉の豎畫を上へ打ちぬいてゐる。

25、賓(第十六行)

漢・樊敏碑の「賓」字、張遷碑の「濱」字は貝の上の𠂇を夕に作る。由來は古い。晉・爨寶子碑(四年)の「賓」字は「ク」字様の二斜畫に作り、魏の松滋公元萇振興溫泉頌(無年月)の「賓」字は「夕」に作る。六朝の例は少い。

26、曹(第十七行)

二本の豎畫を一本にかく例は、漢の禮器碑や曹全碑に既にある。北魏に入つて中嶽靈廟碑の「遭」字以下刁遵墓志(熙平二年)・張猛龍碑陰(正光三年)・曹望愷造象(正光六年)其他甚だ多い。

27、度(第十七行)

下部の「又」の上の一畫を省いたものは漢・譙敏碑に見へ、六朝に入つて甚だ多い。前秦・廣武將軍碑、北涼・安周功德碑、北魏・邑義信士女五十四人等造象(太和七年)以下。

28、穎(第十八行)

禾を天に作つた例は、北魏・鄭羲碑(永平四年)・安樂哀王墓志(同上)、或は東魏・程哲碑(天平元年)などにある。たゞ頭部を亡に作つたもの知らぬ。漢の婁壽碑・郟閣頌・曹全碑などでは、「疑」字の左旁の頭部を亡に作つてゐる。この造塔銘の「凝」字は反對に「穎」の左旁の如くかいてゐる。隸書に於けるこ

の兩者を取り違へたといふ形である。

29、寧(第十八行)

東魏・道瓚造象(武定七年
五四九)の寧字は之と同じで、たゞ脚部を四丁に作る。この銘の、皿の下に直ぐに豎畫の脚を加へたのと異なるだけである。

「心」部を「八」に作つた例は、漢・石門頌以來晉・永寧元年甌(三〇二)・爨寶子、北魏・大代崑嶽碑、北涼・安周功德碑其他魏齊の造象銘中にまだある。又「心」部を「工」に作つた例が、高句麗好太王碑(義熙十年
四一四)、北魏・張猛龍碑などにある。この銘の形はこの二つの混淆したものか。尤もウ冠を穴冠にかいた例は六朝碑に甚だ多いことも一應は考へねばならぬ。又、後秦・呂憲墓表の「憲」字は穴冠と土・四・心の合文に依る。この銘の「寧」字と異るところは、たゞ脚部を「丁」にするか「心」にするかである。同じ北方系統の例だけに、この形も忘れられぬものだ。

以上廿九字をあげたが、私の寡見なる、この銘に見る至・寂・務・齊・炭・穎の六字は他に類例をしらぬ。その他は漢碑以下六朝の金石に習見する所で、更めて擧げる程ではない。由來六朝石刻中の異體字には往々粗刻の爲の一時の誤畫がある。この銘の至・務二字の如きは或はそれかとも思ふ。然し一見氣まぐれの誤畫かと見へる體が、例を捨てて見ると實は意外にも立派な通行體となつてゐた場合がよくある。それに魏齊の間、俗字の横行に堪へかねて、字畫を正さんとする運動が行はれた事も度々あつた。

又今日六朝石刻の研究は随分進歩したが、まだ讀み解けぬ部分も尠くない。現存の石刻や寫經の文字を組織的に整理することは、小學史の一部門として重要なことである。



次に類句の二三をあげて文意を明にしておかうと思ふ。

1、冒頭の十二句について。

〔a〕北魏以來の造象銘や寫經跋尾の、やゝ形の調つたものにはこの類の冒頭が甚だ多い。

(1) 夫玄宗幽寂。非名相之所詮。至韻沖莫。非稱謂之所攝。妙絕稱謂。微言以之載揚。體非名相。圖像以之而應。(暉福寺碑・太和十二年・四八八)

(2) 夫靈蹤□啓。則攀宗靡尋。容像不陳。則崇之必□。是以眞顔□於上齡。遺形敷于下葉。(比丘慧成爲始

平公造象・太和廿二年・四九八)

(3) 夫靈覺沖虛。非像無以筌其形。妙門潛寂。非唱闕下(元景造石窟記・太和廿三年・四九九)

(4) 夫玄宗沖邈。跡遠於鹿關。靈範崇虛。理絕於埃境。若不圖色相以表光儀。尋聲教以陳妙軌。將何以依希至象。髣髴神功者哉。(齊郡王祐造象・熙平二年・五一七)

(5) 夫沖宗凝湛。非妙像。無以啓其原。至道玄微。非□詮。莫能尋其本。(趙阿歡等卅五人造象・神龜三年・五

北魏天安元年曹天度造塔銘について(西川)

二〇)

等は石刻中のその例である。爾來この語法は魏齊に亘つて甚だ多い。たゞこの銘の字面は率直で、修辭法は極めて原始的である。

〔b〕 「因莫不果」(第四行)

文義は明白であるが、比丘道匠造象(景明中)の「昇峯由源。思果依本。」の句の如きは甚だ之に近い。

〔c〕 「威竭家珍」(第五行)

「威竭」二字の例は前にひいた。「家珍」の例は、

(1) 各自竭家珍。敬□刊石。□刑像一區。(七十人等造象・神龜二年・五一九)

(2) 減各家珍。玄心獨拔。敬造彌勒下生石像一軀。(曹望愜造象・正光五年・五二四)

(3) 各竭己家珍。并勸一切。□爲皇帝陛下。法界有形。敬造石像一區。(元□等法儀廿餘人造象・永熙二年・五三三) 等がある。其他「率竭成心」「敢輒罄家財」「各竭(又抽)家財」「割竭私財」「輒割資産」「捨己名珍」「復竭家玩」等の類は甚だ多い。

2、祈願の十句について。

〔a〕 聖主・皇太后・皇太子を祝福し、又群僚百辟・存亡宗□・有形未牙の人々のやがては菩提を獲んことを祈る。この構造も亦造象銘中に甚だ多い。

造象が亡者への追福の爲に發願せらるべきは當然であるが、北魏に於いては佛教信仰が盛であつたゞけに、單に佛恩贊仰の意のみを記したるものや、更に又我が身の爲、我が身の重患の爲にせるものもあり然もかうした個人利益といふ小乘思想以外に、ごく早くから、皇帝を中心とする國家觀を強調し、更に師僧・七世父母・所生父母・夫婦兄弟・朋友・因緣眷屬・一切衆生にまで功德の普ねからんことを願ふ大乘の精神を顯然と表明したものが多し。前にあげた雲崗石窟第十一洞の邑義信士女等五十四人造象銘(太和七年四八三)に

(上略) 爲國興福。敬造石廟形像九十五區。及諸菩薩。願以此福。上皇帝陛下・太皇太后・皇子。德合乾坤。威踰轉輪。神被四天。國祚永康。十方歸伏。光揚三寶。億劫不墜(墜)。又願義諸人。命過諸師。七世父母。内外親族。神栖高境。安養光接。託育寶花。永辭穢質。證悟无生。位超群首。……又願同邑諸人。從今已往。道心日隆。(下略)

とある如きは天安塔銘に次いで古く、且最も完備した形式の例である。ほんの小さな造像に於いてすら口を開けばまづ皇帝・國家の福祚を祈るものが數多くあるのは寧ろ意外な感をさへ與へるものだ。

〔b〕「契齊乾坤」(第八行)

右にあげた雲崗の太和七年銘の「德合乾坤」といふ句と一致し、且「坤」字の如きは兩銘共に漢以來の古形を用ひたのもおもしろい。

〔c〕 その次の句の「□□運表」(第八・九行)の二闕字は「澤洽」又は「化漸」の類の字、皇太子の次の「□□无窮」(第十・十一行)の二闕字は「慶竿」の類であらうと、河井先生が仰せられたが、佩服すべきである。

〔d〕 「群僚百辟」(第十二行)

魏齊の造象銘中に習見の形では、前にあげたやうに、上は皇帝から師僧・七世父母・所生父母・因縁眷屬(生死眷屬・内外親族・現世眷屬・合門大小、其他家族中の特定の人物を指すもの)朋友・己身・一切衆生(法界衆生・五道群生・有形之類)等の受福を祈るものが多いが、「同僚」の文字は甚だ尠い。北魏・元寧造象(孝昌二年 五二〇)に「願主上万祚。臣僚盡忠。後宮皆潤」といふのがあつた。劉根等造三級塼浮圖銘(正光五年 五二四)にも「仰爲皇帝陛下・皇太后・中宮・眷屬・士官僚庶・法界有形。敬造三級塼浮圖一壠」といふ。たゞこの銘の眞偽について私は疑つてゐる。顧燮光は其の著「夢碧簪石言」にこの銘の原石及び複製本二種をあげてゐるが、この三種を對校することが出来ぬので、今は暫く疑を存しておく。

〔e〕 「存亡宗□」(第十二行)

「生死眷屬」(高楚造象・太和 廿二年・四九八)・「存亡居眷」(元燮造象・正始 四年・五〇七)など、同義である。「宗」字の下に「衆」字の頭部のやうなものが僅かに残つてゐるが明でない。そして「宗」字を用ひた語をまだ知らぬ。

〔f〕 「迴沘楚炭」(第十三行)

「迴沅」は顔氏家訓(省事篇)に「事途迴沅」。翻懼憊尤。」といふのと同じで、古くは回沅(後漢書・仲長統傳)回穴(後漢書・盧植傳)沅沅(潘岳・西征賦)回瀟(子華子・問險)等に作る。仲長統傳の注に「猶攜互不齊一也。」盧植傳の注に「猶紆曲也。」といふ意に合する。

「楚炭」の楚は辛楚・痛楚の意と解せられるが「炭」字と熟した例をしらぬ。北齊・姜纂造象(天統元年)に「三途楚毒。俱辭苦□。六道□□。蒙勝福。」といふ楚毒は、普通用ひられる茶毒の意に近い。宛も茶炭といふ語がある。「生人陷茶炭之艱」(孫楚爲石苞與孫皓書・文選)。「濟蒸人於茶炭」(應璩與從弟君苗君胄書・文選)其他。茶は即ち塗字の同音假借である。従つて楚炭即ち塗炭の意であらう。

〔g〕「有形未牙」(第十三行)

「一切含生。有形之類。」(杜永安造象・神龜二年・五一九)

「一切有形。皆同斯□。」(宋景妃造象・孝昌三年・五二七)

「一切法界。有形之伴。」(比丘道榮造象・建義元年・五二八)

「普及有形。共同斯福。」(□道德造象・普泰二年・五三二)

この類は、魏齊の造象銘に甚だ多い。

「未」字の下の一文字は「牙」であることは前にのべた。たゞ「未牙」の語をまだ聞かぬ。この拓本を最初河井先生のお目にかけて時、先生は「未牙」即ち「未互」即ち「未悟」に通ずるものかもしれぬとい

はれたが、後復び「牙」字即「芽」字の假借で、この一句は「有形の者も、未芽の者、例へば胎内にあつて未生の者も、總べて菩提を獲んことを願ふ」意と解するが妥當であらうといふ御指教を受けた。鐵案であらうと思ふ。尤も始めの解の如く未悟とすれば、宛も北魏・廣川王祖母太妃侯造象(景明四年・五〇三)に

「昏愚未悟。咸發菩提。」

の句のあるのを思ひ出す。それに典籍では牙—互—午—忤—悟—寤—悟等を通じ用ひた例が甚だ多い。やゝ鑿に過ぎるやうだが、他に未牙の語例を見ぬので、之を記して後考を俟たうと思ふ。

3、文末の七句について

〔と〕「歲次鶉火」(第十五行)

天安元年(四六六)は北魏獻文帝登國の第一年で、干支は丙午に當る。禮記月令の題名下の疏に、

未爲鶉首。初井十六度。終於柳八度。午爲鶉火。初柳九度。終張十六度。巳爲鶉尾。初張十八度。終軫十一度。

といふ。即ちこの銘の「鶉」字下の一字は、丙午を意味する「火」字でなければならぬ。年月に屬する十二支をいふに星次の名を以てした例は甚だ古い。周語(下)の「王將鑄無射」條下に

王將鑄無射。問律於伶州鳩。對曰。……王曰。七律者何。對曰。昔武王伐殷。歲在鶉火。月在天駟。

日在析木之津。辰在斗柄。星在元龜。(下略)

又晉語(四)の「文公在狄十二年」の條に

乃行過五鹿。乞食於野人。野人舉塊以與之。公子怒將鞭之。子犯曰。天賜也。民以土服。又何求焉。

天事必象。十有二年必獲此土。二三子志之。歲在壽星及鶉尾。其有此土乎。

といふ。其後の典籍に見へる例は尠くないが、石刻では隸釋に載する所の漢碑に二例がある。即ち卷七の荊州刺史度尙碑に

永康元年。歲在鶉尾。龍集丁未。時惟□歲。

又卷十の外黃令高彪碑に

光和七年。龍在困敦。月次鶉火。六日丙申卒。

降つて六朝では智恩院所藏の西魏・菩薩處胎經(大統十
六年)の跋に

大統十六年。歲次鶉火。律在挾鐘。

といふ。又隋・邢州南和縣澧水石橋後碑に

遂於開皇年也。歲次鶉□。乃求工異域。

の語がある。亦同じ類である。

前引高彪碑に又

惟中平二年。龍旂奮若。月次星紀。

北魏天安元年曹天度造塔銘について(西川)

といひ、北涼・沮渠安周功德碑に

承平三年。歲次大梁。月呂无射。量功興造。龍集星紀。朱啓辰都竟。

といふが、この星紀は丑、大梁は即ち酉に當り、亦鶉火と同じ星次の名によるものだ。この語法は、金石文中寧ろ少見のものであるから、煩を厭はず記しておく。

〔b〕「呂登蕤賓」(第十六行)

春官・大師條下に

大師掌六律六同。以合陰陽之聲。陽聲、黃鍾・大簇・姑洗・蕤賓・夷則・無射。陰聲、大呂・應鍾・南呂・函鍾・小呂・夾鍾。

鄭注「蕤賓。午之氣也。五月建焉。而辰在鶉首。」といふ。前漢書律曆志には更めて「律十有二。陽六爲律。陰六爲呂。」といつて、その下に六律六呂の名稱をあげ續いて「蕤賓、……位於午、在五月」といつてゐる。之で蕤賓は陽律に屬し、月に配當すれば五月に當ることが明である。然るにこの銘が、呂登云々と特に反對の呂字を點出したのはどういふわけであらうか。もう二つ同様の例がある。前に引いた安周碑に「月呂无射」といふが、无射は陽聲の第六、即ち律である。又前引の菩薩處胎經には「歲次鶉火。律在挾鐘。」として夾鐘こそ呂でなければならぬに律といつてゐる。後れる例だが唐・寶室寺鐘銘に「貞觀三年。攝提在歲。蕤賓御律。」といふものこそ當然な語法であり、この種の律呂を正しく用ひた例はまだ

他にある。尤も月令に

孟春之月。……律中大簇。仲春之月。……律中夾鐘。季春之月。……律中姑洗。

孟夏之月。……律中中呂。仲夏之月。……律中蕤賓。季夏之月。……律中林鐘。

などといふやうに、「律」字を陰(呂)陽(律)に拘らず、十二律の意に用ひたとすれば、處胎經も貞觀碑も一同の書法に見られようが、安周碑や天安塔銘が特に「呂」字を用ひたことは、やはり解すべからざる謎である。前にひいた周語の伶州鳩の語中にも「律呂不易。無姦物也。」などといふやうに、律呂に關する規定は古くから甚だ嚴重で、例へば正史の律曆志など根幹の思想として特に注意深く取扱つてゐる。この種の例がまだ他にあるや否やを知らぬが、律呂轉倒の三例が北朝の遺品のみに見へるとすれば特に注意すべきことかもしれぬ。大方の指教を仰ぎたいと念じてゐる。

〔c〕「五日辛卯」(第十六行)

「日」字の下に「辛」字の頭部らしいものが僅かに残つてゐる。表によれば、この年の五月は丁亥朔であるから、五日は即ち辛卯である。

〔d〕「内小曹天度」(第十七行)

曹姓の古く且多いことは今更いふまでもないが、北魏の石刻では、今はペンシルヴァニア大學に在りと聞く曹望愷造象(正光六年)などは、日頃我々の最も親しんでゐる所である。魏書の列傳にも曹姓の名家が

あつた。曹天度とは即ちこの石塔の供養者の名に相違ない。従來の例に仿つてこの塔を曹天度造塔と名づけていゝことゝ思ふ。たゞ「内小」の二字は何を意味するのであらう。

古來「内」字は妻を指す場合に用ひられ、「小」字又「少」字は多く妻の稱呼に用ひられる。例へば梁章鉅が稱謂録、其他の書によるに、内・内主・内子・内人・小童・小君等は妻を指し、小・小妻・小婦・小夫人、或は少妹・少房・少妻等は皆妾を意味する。「内小」とは即ち妾の意かとも考へるが、またこの語の他に用ひられた例を知らぬ。

「内」字は又内廷に屬する役名などに冠せられる。或は内小曹を一語と見て、内廷關係の役名かとも考へ直して見た。然し「曹」はやはり姓なのであらう。大方の垂教をまつ次第である。(魏書中に南陽公張天度の名があるのを思ひ出す。之は男子である。尤も男女同じ名を用ひる例はある。思ひつくまゝに記しておかう。)

〔e〕 擡頭の問題

こんな短文の銘中に四個所の擡頭がある。中で第八行の聖主と第十行の皇太后・皇太子の場合によしとして、第十二行の群僚百辟及び最後の平城を何で擡頭したのであらうか。かりに平城は都城の名であるが故だとしても、群僚の場合は甚だ解し難い。或は聖主及び皇太后・皇太子だけは他の部分と全く切り離さう爲か。又は揮洒に當つて章法上の裝飾的效果をねらつた爲か。北魏の造象銘の例では、皇帝・皇太后・太妃等の字についての扱ひ方は寧ろ可なり粗略で、比丘道匠(大和・景明間)・廣川王祖母太妃侯(景明四年五〇三)

馬振拜(上同)・比丘慧榮(正光二年
五二一)・中明寺比丘尼道暢(孝昌元年
五二五)等の如く、擡頭も闕字もせぬものが往々あるのに、この造塔銘は兎に角謹嚴を極めたものだ。書法の一例として注意すべきであらう。(五月九日)